

日 時 平成26年1月4日（土）19:00～21:50

場 所 志津南市民センター 多目的室

出席者 （会長）中原、（副会長）西村、小野

（町内会長）向井、山本(徹)、北川、上野、太田、東、足立、高川

（グループ代表）舟木、山本(和)

（監事）谷口、齊藤 欠席 太田、小早川

（事務局）木村、妹尾、長谷川、澤田 <敬称略>

1. 報告・連絡事項

(1) 会長から

①各町内会長による年末の消防団夜警激励の活動に対してお礼を申しあげると共に、1月12日の草津市消防出初式に、できれば参加いただきたい。

②「ゾーン30」の実施について

警察と市との協議が整い、1月6日から「ゾーン30」に関する規制標識が設置される。ブロック単位で工事が始まり、設置された時点から時速30kmの規制がかかることとなる。CATVでもお知らせする。

(2)各町内会・各グループ・事務局から

①事務局から

来年度新役員・総会代議員の名簿は、1月中に事務局へ報告されたい。また、町内会総会の日程について、決まり次第報告してほしい。

②ふれあい推進委員会から

1月13日に左義長を実施する。協力をお願いしたい。

2. 審議事項

(1)自主防災組織について

【中原】自主防災組織検討委員会からの答申書を受けて、先の理事会で「自主防災組織のあり方」を提示したが、各町内会役員会での議論はどうであったか。

【意見】

- ・大きなオーバーヘッドの組織はやめてほしいということであった。その理由は、ひとつは、そこまでいくまでに今の組織で地道な活動ができるだろうということ、二つ目に、このような組織はボランティア組織ではまわらない。また、役を増やすことはやめてほしい。組織が大きくなり、人が割り当てられている。現状では、町内会長や役員に役が与えられているがこのような大きな形にはなっていない。前町内会長が当たる総務班長とか、お助け隊とかになると、責任も出てくる。
- ・仕事がかぶる、次年度の引き受け手がなくなる。ほんとに必要としているのか。担っていけるのか。町内会組織と兼任ではなく別に新たな組織をつくる必要があるのではないか。ワーキンググループを立ち上げるなどして段階を踏んでいくべきだ。
- ・各班から防災委員を選ぼうというところまでで、実際どういう組織図になるかまだ議論はしていない。防災訓練をやっているが、それを毎年やったらいいんじゃないか。
- ・町内にまったくの有志のボランティア組織ができて丸1年経った。今のところ夜警など地道にこつこつやっている。現在は、自主防災組織とボランティアがこつこつと連携している。
- ・阪神大震災のとき、マニュアルがあっても役に立たなかったと聞く。必要だったのは、機転のきく人であったという。災害は人が仕事などでいないときに起こることが多く、今いる人で組織をつくる必要がある。また、訓練をやって消火栓など使えるかが大事な問題だ。本来は、消防団のようなものが必要だ。
- ・組織は立派になってもどこまでできるかという意見がかなりあったが、この組織が何のためにあるかについて、1つは、平常時の訓練とか意識付け・啓発のための組織、もう1つは実際に災害が発生したときに機能する組織である。役割を決めておいても、災害時にその人がい

るかどうかはわからない。実際は、災害時に実際にそこにいる人がどうするかで決まってくると思う。災害時は、ある程度日々の訓練があつてどこまで動けるかであり、そのための組織と考えていけばよいと思う。

- ・組織図の中で、「日常の役割」の右に「災害時の役割」として、救出救護班には住民みんなでやろうと括弧書きで書いてある。救出救護班に当たった人が責任者であるとは書いていない。災害時はできる人がやるしかない。いざというときに、少しでも減災できるためにどうしたらよいかという方向で考えるべきだ。
- ・自主防災の基本はみんなで助け合おうとする気持ちの問題が大事ではないか。だから、あまり組織で四角四面にしてしまうと余計に拒絶反応が起こってみんなが参加しづらくなるのではないか。そうなると実際の災害時にコミュニティが逆に壊れていてはだめだ。緩やかな組織のもとでみんなが和気あいあいする中で組織をつくっていけないか。人と人とのつながりを育てていく中で組織をつくっていく必要がある。
- ・防災が一番大事なテーマであり、いつ起こるかかわからないことだから、段階的というものではなく、またできない理由を並べるのではなく、どうやったら最低限のことができるか急ぐものだ。

【中原】各町内の自主防災会は現にあって、答申書には、この自主防災会をこういう形で充実したらどうかと提案されている。各町内会の議論においては、負担感が大きくなるということで重くのしかかっているという感じがする。それでも、日々の訓練が大事だという意識はあると思う。そのために訓練を重ねるということだが、今の組織でいけるならそれでよいが、もう少し充実させていったほうがよいなら充実させることとなる。この提案されている組織が、はじめから無理だということではなく、これを参考に今の自主防災会をどう変えていったらよいかという観点から、各町内会でももう少し議論していただきたい。これまで志津南地区としてやってきたので、できたら同じような組織を各町内でつくっていただけたらと思う。

【結論】

- ①各町内の自主防災会のあり方については、各町内会でさらに議論を深める。
- ②自治連合会のときは、各町内会の防災部長で構成される自主防災連絡会という組織があつたが、まち協発足時に、各町内の自主防災会会長で構成される自主防災委員会に衣替えした。答申書の自主防災連合会は、各自主防災会の連合体で、防災活動の主体は自主防災会であるが、自主防災連合会は9町内の自主防災会の補完・調整をするものとして提案されている。自主防災委員会を自主防災連合会とすることについては、全員了承。

(2)会則の改正案について

【中原】前回提示した改正点について、次の部分を修正する。

「追分南地区町内会加入に関する改正点」

- ・協議会の区域を「概ね志津南小学校の通学区域」とする。住民説明会で、まち協の区域図をつけてほしいという意見があり、区域図をつけることにしたが、志津南小学校の通学区域である岡本町向畑については、岡本町町内会の一部であり、岡本町町内会は志津小学校の通学区域であるため、岡本町向畑をはずした区域図とする。従って、条文として「概ね」を加えた。
- ・岡本町西町内会役員会の議論や住民説明会での意見を踏まえ、若草・岡本町西の地域の表現を「若草・岡本西ブロック」と修正する。
- ・「若草・岡本西ブロック地域活動委員会」を創設するが、今後、追分南地区において4町内会で組織するような委員会が必要となることも考慮し、「追分南ブロック地域活動委員会」を組織として明示する。

「施行細則改正(案)新旧対照表」

- ・第2条「区域」として「会則第2条の区域は、別図第1【志津南学区まちづくり協議会の区域】のとおりとする。」を追加する。
- ・「若草・岡本西ブロック自主防災連合会」「若草・岡本西ブロック地域活動委員会」「追分南ブロック地域活動委員会」を本部の一部局として規定する。
- ・「若草・岡本西ブロック地域活動委員会」の下に、「若草地区町並み保存委員会」「若草地区集会所管理委員会」「若草地区児童公園等維持管理委員会」を規定する。
- ・予算調整会議について、「審議・調整し、理事会に報告する」と規定する。

「区域図」

- ・志津南学区まちづくり協議会の区域図を「別図第1(第2条関係)」として、組織図の前に加える。

【意見】この区域図は、住居表示が示されているが、まち協に加入する町内会がわからないので、加入する町内会の区域を表示したらどうか。

【回答】区域図で町内会等を明示する。

【意見】会則改正(案)新旧対照表で、「志津南学区協働のまちづくり指標」と記載されている。「志津南地区協働のまちづくり指標」はあるものの、学区の「協働のまちづくり指標」はまだ存在しないが、どうなのか。

【回答】まちづくり活動には、目標や指標は必要であるので、3町内会が加入後、協議・検討していく。

【意見】第6条の協議会の構成で、「および当該地域における」という表現は削除すべきではないか。第7条のグループも、「町内会等の地域内の各種団体に構成する」は「本学区内の各種団体に構成する」でよいのではないか。

【回答】第7条で、「町内会等の地域内の各種団体に構成する」とあるので、「および当該地域における」は削除する。

「本学区内」とすると、学区内で加入していないところがあるので、「町内会等の地域内」とした。

【意見】第9条の役員選出で、第1項を削除する理由は何か。

【回答】現会則では、この地域の全員の中から選ぶというのが基本的な考えであるが、そうすると、あまりに漠然としてあいまいなので、第2項と第5項で、理事会にて「前年度役員の中から」候補者を選定するようにし、あいまいな条文は削除することとした。

【意見】

- ・「3年を限度とする」を削除するということが、4年とか5年とかにするのではなく、いきなり無期限にするのはいかがなものか。
また、会長・監事は「前年度役員の中から候補者を選定し」となっていて、明文化して次期会長がスムーズに選べるようにしたいということだと思うが、これは本則ではなく施行細則で規定すべきではないか。
- ・組織は新陳代謝が大事であり、3年と規定していれば、周りからお願いされて役員を引き受けてほしいと頼まれても、この規定により断ることもできる。現実問題として町内会長を3年やる人はいないだろうが、3年か4年かはともかく、期限は必要だ。
- ・上位の規定で町内会長の任期までも規制することはおかしい。
- ・「3年を限度とする」は残すべきだ。また、前年度役員の中から候補者を選定することはそれでよいと考える。
- ・3年という数字はともかく「3年を限度とする」の削除は反対。「前年度役員の中から」という点は、施行細則に入れるべきで本則に入れるのは反対。
- ・「3年を限度とする」は必要だと思う。また、第8条第1項「役員は、協議会を構成する町内会および団体の会員の中から選出する」は公募ということで必要だが、ただ実際決まりにくいということから、その際は前年度役員の中から選ぶことを施行細則に規定すればよいと思う。
- ・現在、自治連からまち協に変わり2年目、そして追分南地区の加入問題など、動いている。そんな中で、役員は1年ではなかなかわからないことが多い。「3年を限度とする」は、こちらで変えることもよいのではないかと思う。「前年度役員の中から」という点は、経験者が伝承するということから、今の動いているまち協という状況で、この規定はいいことだと思う。
- ・町内会長はともかく、各種団体の代表者については、引き継いでくれる人が見つからない状況がある。しかし、活動をやめるわけにはいかない。「3年を限度とする」となると、理事に就けないことになり、組織が成り立たなくなる。
- ・現実論として、まち協会長についても、何か問題があれば変わったほうがよいが、しかし、問題なければ続けてほしいということがあり、「3年を限度とする」を削除することに賛成する。

【採決】

- ・ 役員の任期の「3年を限度とする」を削除することについて、賛成 7人、反対 3人
- ・ 会長、監事を前年度役員から候補者を選定することを本則で規定することについて本則で規定する 1人、施行細則で規定する 10人

【結論】

- ・ 役員の任期の「3年を限度とする」は削除する。
- ・ 会長・監事について、前年度役員の中から候補者を選定することを、施行細則で規定する。
- ・ 第9条第1項は、役員選出について施行細則で規定することとなり、本則では削除しない。
- ・ 第6条の「および当該地域における」を改正案から削除する。
- ・ 第11条第2項などの規定で、「各町内会」のあとに「等」を入れる。
- ・ 区域図には、町内会等の名称・区域を書き加える。

(3)志津南地区広報事業規則の改正案について

「地区」を「学区」に、「事業」を「活動」に、規則の改廃について「総会で改廃できる」を「まち協理事会で改廃できる」に変更することについて、全員了承。

3.その他

- (1)1月26日の臨時総会の議案は、①追分南地区4町内会の加入申し入れに対する承諾について②会則の改正について③広報事業規則の改正について、となる。次回1月18日の理事会で、今日の議論を踏まえた議案書を提示し、協議する。
- (2)町内会会則の改正案を提示するので、参考にしていきたい。
- (3)理事会の議事録については、前回12月21日分と本日分とを合わせて届ける。

以上